

日本弁護士連合会 御中

平成27年12月15日
法務省入国管理局

平成27年11月25日付け貴会から照会のあった件について、法務省入国管理局の見解は下記のとおりです。

記

勧告1 直ちに、川上村農林業振興事業協同組合の人権侵害行為について被害実態の調査を行い、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」に基づく不正行為認定を行って技能実習生の受入れを停止し、改善指導等により再発防止を図ること。

(入国管理局の見解)

本年1月8日付け文書をもって回答したとおり。

勧告2 本件のような人権侵害行為を引き起こす構造的課題点を有する技能実習制度を、直ちに廃止すること。

(入国管理局の見解)

本年1月8日付け文書をもって回答しているところ、その後の状況については以下のとおり。

技能実習制度の一層の適正な運用を確保するため、平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」を踏まえ、厚生労働省とともに、技能実習制度見直しに係る法律案を本年3月6日、第189回国会に提出した。

同年9月3日に衆議院本会議において法律案の趣旨説明及び質疑、同月4日に衆議院法務委員会に提案理由説明をそれぞれ行い、同月27日の同国会の閉会に伴い継続審議となっていることから、今後、国会で審議いただく予定である。

同法律案では、制度の適正な運用を確保する措置として、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を導入し、技能実習生の意思に反して技能実習を強制するなどの人権侵害行為について禁止規定を設けた上で、違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供等を行うことにより、技能実習生の保護を図るほか、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を認可法人として新設することなどを定めている。